

令和5年第1回養老町定例会会議録

令和5年第1回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和5年3月3日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 令和5年度町長施政方針の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第6 議案第1号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第2号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第3号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第4号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第5号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第6号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第7号 養老町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第8号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第9号 養老町福寿荘設置条例の廃止について
- 日程第15 議案第10号 養老町公衆浴場条例の廃止について
- 日程第16 議案第11号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第12号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第18 議案第13号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議案第14号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第15号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第16号 令和4年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

- 日程第22 議案第17号 令和4年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第18号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
- 日程第24 議案第19号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
- 日程第25 議案第20号 令和5年度養老町一般会計予算
- 日程第26 議案第21号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第22号 令和5年度養老町簡易水道特別会計予算
- 日程第28 議案第23号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
- 日程第29 議案第24号 令和5年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 日程第30 議案第25号 令和5年度養老町上水道事業会計予算
- 日程第31 議案第26号 令和5年度養老町公共下水道事業会計予算
- 日程第32 議案第27号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計予算
- 日程第34 議案第29号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第35 議案第30号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第36 発議第1号 養老町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第37 発議第2号 養老町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
6番	長澤龍夫	7番	大橋三男
8番	吉田太郎	9番	早崎百合子
10番	野村永一	11番	田中敏弘
12番	松永民夫	13番	水谷久美子

○欠席議員

なし

○欠員

1名

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 川地憲元 副町長 田中一也

教 育 長	森 島 惠 照	総 務 部 長	川 口 智 也
特命事項推進監兼 総務部税務課長	藤 田 勝 彦	副特命事項推進監兼 総務部総務課長	近 藤 晴 彦
総 務 部 企 画 財 政 課 長	尾 前 眞 理	住 民 福 祉 部 長	大 倉 修
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	小 里 克 昌	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	近 藤 真由美
住 民 福 祉 部 子 ども 課 長	香 川 明 美	産 業 建 設 部 長	松 岡 弘 泰
産 業 建 設 部 建 設 課 長	問 山 剛	産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	竹 中 修
産 業 建 設 部 水 道 課 長	加 納 康 宏	会 計 管 理 者	高 橋 正 人
会 計 課 長	若 山 実 穂	教 育 委 員 会 教 事 務 局 長	中 島 恵 美
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	大 橋 嘉 代	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹
消 防 長	坂 口 貴	消 防 総 務 課 長	古 川 博 規

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	中 島 和 哉	議 会 事 務 局 書 記	國 枝 利 法
-------------	---------	---------------	---------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

令和5年第1回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の起立をお願いします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員の出席でございます。

ここで報道機関に限り、本定例会中、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

なお、役場1階ロビーのモニターでもインターネットライブ中継を放送いたしております。

ただいまから令和5年第1回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、6番 長澤龍夫君、8番 吉田太郎君、以上を指名いたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、2月27日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

2月27日午前9時30分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第1回養老町議会定例会の日程等についてであります。

会期は3月3日金曜日から3月17日金曜日までの15日間で、本会議開会時間は9時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 令和5年度町長施政方針の説明、6. 議案の提案説明及び委員会付託、7. 町政一般に関する質問、8. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、ユーチューブにおけるライブ配信を役場のロビーのモニターでも中継いたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴者も含めて議場内ではマスクを着用することとし、説明、質問、答弁についても、川地町長と一般質問と委員長報告を除いては自席で行うこと、以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問については、議会２日目の３月16日木曜日に行うこととし、議員１人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことと決定いたしました。

次に、審議する議案等については、専決処分の報告１件、条例の一部改正８件、条例の廃止１件、指定管理者の指定１件、繰入れの変更１件、令和４年度一般会計及び特別会計の補正予算５件、令和５年度一般会計及び特別会計等予算13件、以上、計31件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに議事日程の日程第５、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）は、地方自治法第180条第２項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第６、養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第16、養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についての11件については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るため、それぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第17、令和４年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第35、令和５年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの計19件については、補正予算に関する日程第17から日程第22までの６件については議会初日に逐条上程、新年度予算に関する日程第23から日程第35までの13件については議会初日に一括上程し、それぞれ提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第６、養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第15、養老町公衆浴場条例の廃止についてまでの計10件の審査の付託先である総務民生委員会は、３月６日月曜日の午前９時30分から開催するよう総務民生委員長へ要請すること。

次に、日程第16、養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についての計１件の審査の付託先である産業建設委員会は、３月６日月曜日の午前11時から開催するよう産業建設委員長に要請すること。

最後に、日程第17、令和４年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更に

ついでから日程第35、令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの計19件の審査の付託先である予算特別委員会は、3月8日水曜日から10日金曜日までの3日間とし、それぞれ午前9時30分から開催するよう予算特別委員長へ要請すること。

以上のおりと決定いたしました。

次に、日程第36、養老町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてであります。

養老町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての議案が地方自治法第112条及び養老町議会会議規則第14条の規定により議長に提出されましたので、議会初日の議案の審議が終了した後に上程することとし、当議案の審議方法については、この議案は議員発議でございますので、提出者から提案説明を受け、質疑を行った後に討論を経て採決を行うことと決定いたしました。

次に、日程第37、養老町議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

養老町議会委員会条例の一部を改正する条例についての議案が地方自治法第112条及び養老町議会会議規則第14条の規定により議長に提出されましたので、議会初日の議案の審議と養老町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての審議が終了した後に上程することとし、当議案の審議方法については、この議案についても議員発議でございますので、提出者から提案説明を受け、質疑を行った後に討論を経て採決を行うことと決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のおとり、本定例会の会期は、本日3月3日から3月17日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月3日から3月17日までの15日間と決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年度11月分から1月分までの現金出納検査結果報告書が、また同法第199条第9項の規定により、令和4年度事業監査結果報告書が議長に提出をされております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第4、令和5年度町長施政方針の説明を議題とします。

ここで町長の挨拶をいただき、引き続き町長の施政方針の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） おはようございます。

本日ここに令和5年第1回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用の中、年度末にもかかわらず御参集賜りまして、誠にありがとうございます。

本年最初の定例会に当たり、令和5年度の予算並びに関連諸議案の審議をお願いするに当たりまして、町政運営に臨む所信の一端と主要施策の概要を申し上げたいと存じます。

初めに、本年2月6日未明に発生したトルコ南部のシリア国境近くを震源とするマグニチュード7.8の大地震は、間もなく発生から1か月が経過しようとしております。この間、6,000回以上の余震を観測し、20日の夜にはマグニチュード6.3の大地震が発生するなど、これまでに多くの命が犠牲となりました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

今回の大地震では、自然災害の脅威を改めて思い知らされました。東日本大震災を経験し、南海トラフ地震の発生が想定される中、改めて防災・減災対策の強化・徹底の必要性を痛感しているところでございます。

また、感染が長期化しております新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症法における取扱いをこれまでの2類から5類へと変更する方針が国から示され、徐々にではありますが、地域活動・経済活動の回復・活性化への兆しが見え始めてきております。

町民の皆様、事業者の皆様には、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などにより、大きな御心労をおかけいたしました。決して油断できる状況ではございませんが、ウイズコロナ時代における新しい日常への融合・移行をニュートラルに行えるよう、情報発信、支援を実施してまいります。

本年度は、本町に関わる若者のすばらしい活躍もございました。本町出身者が選出されました野球のU-23日本代表は世界一に輝き、最優秀投手とベストナインに選ばれました。同時期に開催されましたプロ野球ドラフト会議では、阪神タイガースから6位指名を受け、新たな夢へ向かって全力投球をしてくれています。

また、1月には、大垣養老高校が和牛甲子園の総合評価部門で最優秀賞に輝きました。長年の研究と地道な努力が実を結んだすばらしい成果でありました。食肉産業が盛んな我が町にとっても、この上ない喜びでございました。

本町に関わる方々の活躍は、町に大きな活力を与え、子供たちの希望となります。今後もこれらに続く皆様の活躍を期待しているところでございます。

さて、本年、養老町の交流人口創出の中心地であります養老公園は県営100周年を迎

えました。本町は新年度、町制施行から69年目を迎えます。令和5年度は、所信表明における6つの個別施策を軸とし、必要な施策を着実に実行するとともに、町制施行70年の節目、さらなる未来に向けて取り組んでまいります。

町政の運営方針の基本方針。

私は、昨年の養老町長選挙において、多くの皆様から負託を受け、第7代養老町長に就任いたしました。その期待の大きさ、責任の重さをしっかりと受け止め、モットーであります町民目線、現場主義を胸に、町民の安心・安全を守り、町の活性化を図るため、職員一丸となって、全員野球（オールスタッフベースボール）で歩み出しました。生まれ育った町養老の明日を開くため、私が掲げた、町政運営の基本方針となる4つの政策目標について御説明申し上げます。

1つ目は、地域経済の活性化と雇用の創出です。

地域経済の状況は、コロナ禍による停滞に加え、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰も重なり、これまでに経験したことのないほど住民の生活へ影響を及ぼし、問題が深刻化しております。ウイズコロナを見据えた施策により地域経済の回復、さらには活性化を図ります。

また、積極的な企業誘致による雇用の創出により、町内へ人の流れを生み出し、経済の好循環へとつなげてまいります。

2つ目は、子育て支援策の充実です。

若い世代の流出は顕著であり、本町にとって大きな課題となっております。子は宝です。地域ぐるみで見守り、育てる、温かい環境の醸成を図ってまいります。さらには、子育て世帯に対する支援や負担軽減により、子育て世帯から選ばれる町を目指してまいります。

3つ目は、健全財政の維持です。

本町では、ふるさと納税制度の活用により、全国の皆様から多くの御支援をいただいております。町内事業者との連携による地場産品を通じたPRにも一定の成果を得ていると考えております。これに満足することなく、より一層の活用と新たな手法による財源確保を研究し、健全財政の維持に努めてまいります。

4つ目は、SDGsの推進を通しての地方創生のまちづくりです。

社会・経済・環境の3側面の土台となるのは町です。安心して住み続けられる町があることで、人は幸せに暮らし、持続可能性を見いだすことができることとなります。町民の皆様があらゆる面で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

これらの政策目標と町の最上位計画である養老町まちづくりビジョンを踏まえ、密接に連携しながら、6つの個別施策を展開してまいります。

以下、新年度における主要施策について説明いたします。

2. 新年度の主要施策。

初めに、個別施策 1. 人口減少対策についてであります。

少子高齢化・人口減少社会にあっても、にぎわいのある地域社会の形成を目指し、転出超過の抑制を図るため、様々な取組を複合的に展開してまいります。したがって、養老町まちづくりビジョンの全ての大綱に関わる施策となります。

本年 1 月に設立した YORO SUPPORTER WORLD には町内外から多くの方に御登録いただきました。町内事業者との協力体制を維持し、町の魅力を直接的・効果的に発信することで、さらなるサポーターの獲得に取り組んでまいります。

本年度より運営を開始したテレワーク施設 YOROoffice につきましては、より効果的な運営を実施し、関係人口の創出に加え、企業の進出へとつなげてまいります。

さらには、当施設を拠点に、地域企業や事業所と当施設利用の県外企業などとの交流の場を提供し、新たな付加価値を創出する取組を行ってまいります。

また、県補助金を活用して実施しております結婚新生活支援事業補助金では、対象世帯を拡充し、東京圏からの移住支援事業補助金では 18 歳未満の子供 1 人につき 100 万円を加算いたします。

三世代ハッピースマイル事業補助金及び若者定住マイホーム取得支援事業補助金も継続し、子育て世帯・若者世帯の移住・定住を促進してまいります。

にぎわいのある地域社会の形成に活発な地域活動は欠かせません。コロナ禍により活動を控えていただいておりますが、この間、熱心に御協議いただいた養老地区及び日吉地区の 2 地区で地域自治町民会議が設立されました。町といたしましても積極的に支援いたしますので、活気に満ちた地域活動を取り戻していただきたいと思いますと考えております。

学校教育では、コミュニティ・スクールの充実を図るとともに、養老の人や自然、文化との触れ合いをより一層推進し、ふるさと養老への誇りと愛着を育むことができるよう、引き続き養老町教育・文化フォーラムを開催いたします。

また、保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食の給食費の段階的な公費負担を実施するとともに、物価高騰の中でも充実した給食を維持し、子供たちの笑顔のため、給食デザート補助を継続してまいります。

さらには、保護者の就労における多様なニーズに対応することを目的に、第 1 学年から第 4 学年までであった留守家庭児童教室の利用資格を第 6 学年まで拡充いたします。

中学校部活動については、生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、地域連携部活動を推進してまいります。地域連携部活動に必要な休日部活動指導者の確保に当たっては、スポーツ少年団をはじめ各種団体や保護者の協力を得ながら、円滑な移行に取り組みます。

こども園・保育園等におけるおむつの支援拡充も実施いたします。公立こども園では、使用済みおむつの処分を実施し、保育士業務の効率化とともに、保護者の負担軽減を図

ります。私立園でも同様の対応ができるよう処分費用に対する助成を行います。加えて、乳幼児の随時入園体制を充実させるため、基準以上の保育士を配置する私立園に対する支援を実施いたします。

地域の中で子供たちが安心して楽しく学ぶ場所を確保するため、地域等で維持管理している公園などの遊具新設に加え、更新、修繕及び点検費用の一部を助成できるよう制度を拡充してまいります。

また、地域の中で、社会の中で、男女を問わずみんなが活躍できるまちを目指し、こども園を会場とした保護者向け研修会の開催や一般向けオンラインセミナーの配信により、対象者に応じたメリ張りのあるメニューを提供いたします。

ふるさと納税制度は、本町の魅力を発信し、関係人口の創出につなげる重要なツールでございます。これまで以上に内容を充実するとともに、寄附金の使い道を重視する方をターゲットにクラウドファンディングを実施するなど、より多くの方に応援していただける魅力ある寄附金制度としてまいります。

次に、個別施策2. 交通アクセス・住環境の改善についてであります。

養老町まちづくりビジョンの大綱3. 安心・安全な生活基盤づくり及び4. 活力あふれる基盤づくりに関する施策となります。

交通事故防止対策として高齢者交通安全大学校や自転車免許講習会等を開催し、交通ルールやマナーの向上を図るとともに、通学路などの危険箇所への安全対策を継続して実施してまいります。また、オンデマンドバスの運行日を拡充し、公共交通の利便性向上を図ります。今後も少子高齢化による社会経済情勢の変化に配慮した事業実施や見直しを行いながら、安心・安全な公共交通環境の確保に向けた取組を進めてまいります。

増え続ける空き家への対策として、移住・定住や環境美化等を考慮し、空家・空き地バンクへの登録促進や空き家等の適切な管理の啓発、各種補助金の活用促進を図ってまいります。さらには、専門知識やネットワークを活用した空き家相談会を開催し、空き家所有者や相続予定者等の不安解消、空き家の利活用を図ります。

養老町耐震化促進計画を推進するため、木造建築物の耐震診断及び木造建築物の耐震補強工事並びに通学路等における危険なブロック塀の除去などへの補助を継続いたします。また、改良住宅の適切な管理に向け、引き続き法的措置を含めた対応をしていくとともに、希望者への譲渡の推進、空き家となった改良住宅の活用方法の検討を行ってまいります。

次に、戸別施策3. 産業振興についてであります。

養老町まちづくりビジョンの大綱4. 活力あふれる基盤づくりに関わる施策でございます。

養老町農業振興地域整備計画を推進するため、健全な優良農地の保全と生産性向上に資する整備を実施するとともに、本町の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生

み出す6次産業化への取組を強力に後押しし、農業者の所得向上や雇用の確保を図ってまいります。

また、少子高齢化や人口減少に伴う担い手の減少を改善し、より効率的・効果的な農業経営を推進するため、国・県の補助金を活用した農地の集積化、スマート農業の推進等を継続してまいります。あわせて土地改良事業の有効性を高め、経営基盤の強化と優良農地の保全を図るため、土地改良区の統廃合、圃場の大区画化を進めてまいります。

食肉基幹市場建設事業につきましては、本町を代表する産業である食肉産業を全国に発信するとともに、本町の魅力・経済発展を大きく飛躍させる事業であることから、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会と連携を図りながら戦略的に推進を図ってまいります。

商工振興では、企業立地の支援を引き続き行うこととし、工場等設置奨励金制度を継続し、本町への企業進出を促してまいります。また、本町の経済を支える中小企業の持続的経営を支援していくため、養老町商工会との連携を今まで以上に密に行い、地元企業の育成支援、若者・有能なものづくり人材の確保・流出防止を図ってまいります。

農業振興と商工振興の両立を可能とするため、農地の活用を推進しつつ、効果的・効率的な企業誘致・立地のための施策策定に取り組みます。

令和8年度に全線開通見込みであることが公表された東海環状自動車道や建設整備が進められている（仮称）橋爪大橋など、広域ネットワークを形成する道路網の整備促進を関係機関へ引き続き強く要望してまいります。町道整備におきましては、幹線道路の改良工事や橋梁補修工事を計画的に進め、安全かつ快適な通行空間の確保に努めてまいります。

次に、個別施策4. 誘客促進についてであります。

こちらにも、養老町まちづくりビジョンの大綱4. 活力あふれる基盤づくりに関する施策でございます。

養老公園観光拠点整備プロジェクト、通称YOROラボでございますが、において改修を行った養老鉄道養老駅観光インフォメーション施設を活用した養老町特産ブランドの強力的なPR、養老駅を始点とした観光滞在時間増大のための3次交通の導入、さらには雄大な自然に囲まれた養老公園を中心としたヘルスツーリズムの商品開発に取り組み、持続可能な事業として構築できるよう関係機関との連携を強化してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止しておりました地域産業の活性化を目的とした食肉産業を主体とするイベントや、SDGsに対する理解を広げ、サステナブルなまちづくりを目指すため、SDGsマルシェを実施いたします。

次に、個別施策5. コロナ対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の取扱いが2類から5類へと変更される見通しではありますが、ウイルスそのものがなくなるわけではなく、感染力が弱まるわけでもございません。地域活動、経済活動の停滞を招くことのないよう、手

洗いや手指消毒など感染対策を引き続き呼びかけてまいります。

さらには、原材料価格の上昇、円安の影響に伴うエネルギー価格や食料品価格等の高騰により町民の皆様の日常生活への影響は計り知れないものであり、町内事業者の経営も逼迫した状況が続いております。新年度におきましても、養老町商工会の協力の下、プレミアム付商品券事業を実施いたします。

次に、個別施策 6. 防災・減災対策についてであります。

養老町まちづくりビジョンの大綱 3. 安心・安全な生活基盤づくりに関わる施策となります。

南海トラフ地震をはじめ巨大地震や異常気象による風水害から町民の生命・財産を守るため、より実践的な防災訓練及び水防訓練を実施するとともに、備蓄資材の充実や防災行政無線等の情報伝達システムのメンテナンスを継続してまいります。

また、海津市との連携による防災士養成講座を開催し、自助・共助の要となる防災士の育成を推進いたします。加えて地域住民の意識啓発に資するため、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップなどを活用した地区水防教室を開催いたします。

さらには、高齢者や障害者等の避難に支援が必要となる方について、避難方法や配慮すべき事項をまとめた個別避難計画の策定に着手し、円滑な避難の実現に向けた取組を進めてまいります。

消防体制の維持・強化を図るため、消防ポンプ自動車を更新するとともに、消防団員に身体保護装備品を配備し、引き続き養老町消防団との連携を密にし、地域防災力の強化・充実を図ります。

その他として、デジタル分野では、養老 P a y を中心とした地域通貨の取組をブラッシュアップするとともに、商工業者の D X（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や関係人口の創出にもつなげてまいります。

さらに、証明書交付窓口において、クレジットカードや電子マネーなど多彩な収納方法に対応できるようキャッシュレス決済サービスを導入し、町民サービスの向上を図ります。あわせて、デジタルデバインド対策として、スマートフォン教室を開催するなど、情報格差の是正にも取り組んでまいります。

文化に関する分野では、県内の文楽・能保存会の交流と伝統芸能の啓発を図るため、「岐阜県文楽・能大会ようろう2023」を開催し、本町の文楽の魅力を発信してまいります。

さらに、千人塚 1 号古墳の町史跡への指定及び象鼻山古墳の県史跡への指定を目指し、地域住民との連携による環境整備に努めるとともに、町重要文化財の保護・活用を図ります。

また、循環型で持続可能な町を目指して、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、県補助金を活用した太陽光発電設備等設置補助事業を継続してまいります。

一般ごみの分別が適切に行われるよう広報紙等による啓発を強化するとともに、スマートフォンなどから収集日や分別方法が検索できる多言語対応のごみ分別アプリの導入をいたします。

加えて、県や警察、消防署など関係機関と連携し、不法投棄の監視や野焼きの防止など、環境パトロール活動を継続し、良好な生活環境の維持に取り組んでまいります。

人権につきましては、講演会や啓発活動などにより、他者の人権を尊重・配慮した行動につながるよう充実した取組を実施いたします。

また、町民の健康維持・増進を図るため、特定健診受診勧奨事業を継続するとともに、高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握することにより明確になる健康課題に対し、保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、健康寿命の延伸を図ってまいります。

加えて、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症サポーターを中心とした支援につながる仕組みであるチームオレンジの構築を目指してまいります。

さらには、「支えあいともに暮らせるまち養老」を理念に、様々な施策を推進してまいりました第3次障がい者プランの計画期間が終了することから次期プランを策定いたします。

上水道事業では、ポンプ場の監視装置等の更新工事を実施するとともに、令和6年度からの西部簡易水道区域の上水道への切替えに向け、防火水槽への給水接続及び既設上水道への接続工事を進めてまいります。また、未処理排水を削減し、町民生活の住環境を守ることを目的に公共下水道への接続啓発の強化、高度処理型合併浄化槽の普及促進に努めます。

歳入の根幹である町税については、口座振替やコンビニ納付に加え、新年度から始まる地方税統一QRコードを活用した電子納税の導入により、自宅でパソコンやスマートフォンを利用した納税や全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納税が可能となるなど、納税の利便性が向上することから、これまで以上に納期内納付を推進してまいります。さらには、金融機関への預貯金調査の電子化により、迅速な滞納処分を実施するとともに、納税相談にも柔軟に対応しながら、自主財源の確保を図ってまいります。

公共施設等の管理については、養老町公共施設等総合管理計画に基づき、現課題を共有・把握するとともに、長期的な視点に立ち、その解決に向けた検討を進めてまいります。

学校施設におけるプール管理棟改修工事やバリアフリー化改修工事などの整備事業を実施するほか、適切な施設改修を計画的に実施いたします。

3. 新年度予算編成。

本町の財政状況につきましては、令和3年度の経常収支比率は4.8ポイント改善し、

81.8%となりましたが、依然として高い水準にあります。健全化判断比率においては、実質公債費比率は7.4%で増減はなく、将来負担比率については19.7ポイント改善し51.5%となりました。

地方債の現在高については、平成19年度以降増加し続けておりましたが、本年度の借入額の抑制により、年度末現在高を約108億円（企業債を除く）と想定しており、僅かながら減少となります。

新年度の予算規模については、一般会計が前年度比1.3%増の114億4,600万円、国民健康保険特別会計など8つの特別会計及び2つの企業会計合わせまして前年度比0.8%増の83億890万円で、総額は前年度比1.1%増の197億5,490万円となりました。

一般会計予算の歳入面では、町税は、前年度比2.6%増の34億976万円を計上し、地方交付税については、前年度比0.4%増の25億3,750万円を見積もりました。また、町債については、地方財源の不足に対処するため臨時財政対策債に前年度比65.6%減の7,510万円を見込み、道路整備事業として地方道路等整備事業債に1億2,200万円、学校施設の大規模改修等のため学校教育施設整備事業債に8,950万円など、総額で4億8,710万円を計上いたしました。

以上で、町政運営に臨む所信の一端と主要施策について述べてまいりました。これら諸施策の実現に当たりましては、議員各位並びに町民の皆様、各種団体、事業者の皆様と手を取り合い、全力で取り組んでまいり所存でございますので、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。令和5年度の施政方針といたします。

○議長（大橋三男君） 町長施政方針の説明が終わりました。

○議長（大橋三男君） それでは、日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を上程し、議題といたします。

なお、本件は地方自治法施行令第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要を説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項により、道路管理瑕疵における損害賠償の額の決定について報告するものであります。

事故等の概要は、令和4年9月27日午前7時30分頃、町道安久橋爪1号線を走行中の自動車は、道路の経年劣化等による陥没に伴い、タイヤ、ホイールが破損したことによる損害賠償をするものでございます。

令和4年11月15日に示談が成立し、損害賠償の額が確定したため、専決処分をいたし

ました。

詳細は、専決第18号 専決処分書のとおりでございます。

以上で、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 報告が終わりました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第6、議案第1号から日程第22、議案第17号までの17議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第6、議案第1号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第1号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

消防職員に支給しております特殊勤務手当について、現在、月額で支給しております危険手当を廃止し、出勤1回ごとの消防手当を新設するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○副特命事項推進監兼総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町職員の給与に関する条例新旧対照表を御覧ください。

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに支給される手当であることから、ほかの手当と重複支給となるものや月額支給のものについては見直すこととされています。

現在、消防職員に支給しております危険手当については、月額の支給であり、また救急業務1回につき支給される出勤手当との重複支給となることから、第18条第5項で規定しております月額の危険手当を廃止し、出勤1回ごとに支給する消防手当を新設するため、所要の改正を行うものです。

なお、消防手当の種類については、近隣の市町村の支給状況を踏まえ、火災出勤手当、救助出勤手当、潜水手当、火災原因調査手当、機関員手当を支給することを検討しております。

第18条第6項の改正については、救急業務に従事する救急救命士の出勤手当の額につ

いて、今回新設する消防手当の均衡を図るため、改正を行うものです。

次に、施行日についてであります。この条例は、令和5年4月1日から施行します。
以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第7、議案第2号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第2号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

会計年度任用職員に支給しております期末手当の支給月数について、均衡の原則に基づき、常勤職員と同じ水準まで段階的に引き上げるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○副特命事項推進監兼総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表を御覧ください。

現在、当町では、任期が6月以上で週の勤務時間が20時間以上の会計年度任用職員に対し、常勤職員に準じ、6月及び12月に期末手当を支給しており、令和4年度の支給月数は100分の72.5となっております。

会計年度任用職員の給与水準については、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則に基づき、常勤職員との権衡等を踏まえて定めることが適当であるとされており、期末手当の支給月数についても、常勤職員と同様とすることを検討すべきとされております。

なお、近隣の市町村の動向も踏まえ、当町においても、令和7年度までに常勤職員と同様の支給月数へ引上げを実施するため、所要の改正を行うものです。

次に、施行日についてであります。この条例は令和5年4月1日から施行します。

附則第2項につきましては、令和5年度に支給する期末手当の支給月数について規定するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第8、議案第3号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第3号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

留守家庭児童教室の夏季休業日以外における利用資格について、利用学年を拡充することに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 大橋教育総務課長、自席にて補足説明。

○教育委員会教育総務課長（大橋嘉代君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

現在、留守家庭児童教室の利用資格について、夏季休業日は第1学年から第6学年まで、夏季休業日以外の日は第1学年から第4学年までの児童を対象としておりますが、夏季休業日以外の日においても夏季休業日と同様に、第1学年から第6学年までの児童に学年を拡充いたします。

第4条では、留守家庭児童教室の利用資格が第6学年まで拡充されることから、利用資格についての規定を改めるものであります。

次に、第8条については、留守家庭児童教室に配置する指導員等の資格要件を明確化するため、その資格要件を規定する根拠条例を新たに加えるものであります。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第9、議案第4号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第4号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労

働省令第159号)が令和4年11月30日に公布され、また民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和4年厚生労働省令第167号)が同年12月16日に公布・施行され、さらに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第175号)が同年12月28日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、子ども課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(大橋三男君) 香川子ども課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長(香川明美君) それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の、養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

この改正は、先ほど町長が申しました3つの省令改正を行うものです。

最初に、令和4年11月30日の改正省令では、児童の安全確保を推進するため、安全計画の策定等の義務化、インクルーシブ保育の推進及び衛生管理の推進の努力義務化について改正されました。

次に、同年12月16日の改正省令では、第210回国会(臨時会)において成立した民法等の一部を改正する法律(令和4年法律第102号)により、民法(明治29年法律第89号)第822条の親権者の子に対する懲戒権の規定が削除され、新たに子の人格の尊重等に関する規定を設ける改正を行うものと、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の懲戒権に関する規定について同種の改正がされました。

最後に、同年12月28日の改正省令では、令和4年9月に発生した認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受け、関係府省において子どものバス送迎・安全徹底プランが取りまとめられ、府省令等の改定により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務づけるとされたことを受け、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定が新設されました。

第7条については、第8条の3の新設に伴う規定の整備及び保育所、幼稚園、認定こども園についての定義を明らかにするために改正を行うものです。

第8条の2については、安全計画の策定の義務化、職員に対する研修及び訓練の定期的な実施、保護者への取組内容の周知を義務づけるとともに、定期的な安全計画の見直しを行うことについての規定を新設するものです。

第8条の3については、事業所外での活動等のために自動車を運行するときは、乗降時に点呼等による利用乳幼児の所在確認を行うこと及び自動車にブザーなどの車内の利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置を備え、降車の際の所在確認を義務づける規

定を新設するものです。

11条については、家庭的保育事業等を利用する社会福祉サービスを必要とする乳幼児の社会参加への支援が進むよう、利用乳幼児の保育に支障が生じない場合に限り、併設する他の福祉施設の設備や職員を兼ねることができるものとするものです。

第14条については、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものです。

第15条については、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための必要な措置を明確化し、職員に対して研修並びに訓練を定期的実施するよう努めなければならないと規定するものです。

施行日につきましては、第14条の規定は公布の日から施行し、それ以外の規定については令和5年4月1日から施行します。

附則第2条については、第8条の3第2項の規定について、令和6年3月31日までの間は、装置の使用が困難な事情がある場合には、装置使用に代わる代替的な措置を講じることとして差し支えないとする経過措置を規定するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

ここで、これより暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。よろしくお願ひします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。

○議長（大橋三男君） それでは次に、日程第10、議案第5号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題

といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第5号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）が令和4年11月30日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 大橋教育総務課長、自席にて補足説明。

○教育委員会教育総務課長（大橋嘉代君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、児童の安全の確保に関する事項が国の定める運営基準として明確に位置づけることが義務化されたことから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

別添資料の養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

まず、第6条の2では、留守家庭児童教室利用者の安全の確保を図るため、安全計画の策定が義務化されることに伴い、それに基づく職員への研修及び訓練の定期的な実施に加え、その取組内容に対する保護者への周知など、必要な措置を講ずる規定を新たに加えるものであります。

次に、第12条の2では、業務継続計画の策定が努力義務化されることに伴い、それに基づく職員への研修及び訓練を定期的実施するなど、必要な措置を講ずる規定を新たに加えるものであります。

また、第13条第2項では、感染症及び食中毒の予防や蔓延防止に必要な措置を明確化し、職員に対し研修並びに訓練を定期的実施するよう努めることを規定する改正を行うものであります。

なお、附則第1項は、本条例の施行期日を定めるもので、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

附則第2項は、第6条の2に規定する安全計画の策定等について、令和6年4月1日から義務化されますが、本条例の施行の日から令和6年3月31日までの1年間は努力義務とする経過措置を規定するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第11、議案第6号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第6号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）が令和4年12月16日に公布・施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、子ども課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 香川子ども課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

先ほどの養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と同様に、令和4年12月16日の改正省令で改正された懲戒権に関する規定の削除に伴い、第27条、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものです。

施行日につきましても、同様に公布の日から施行といたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑はなしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第12、議案第7号 養老町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第7号 養老町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）が令和4年6月22日に公布され、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が改正されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、子ども課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 香川子ども課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町子ども・子育て会議条例新旧対照表を御覧ください。

子ども・子育て支援法が改正され、子ども・子育て会議等を規定する第72条から第76条が削除され、第77条から第87条までが5条繰り上がったことに伴い、第1条については、「第77条第1項」を「第72条第1項」に、第2条第1項については、「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改正するものです。

施行日につきましては、令和5年4月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第13、議案第8号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第8号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

このたび健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、出産育児一時金の支給額が引き上げられることとなりました。

このため、国民健康保険加入者が出産した場合に支給される出産育児一時金について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町国民健康保険条例新旧対照表を御覧ください。

現在、国民健康保険加入者が出産されますと、出産育児一時金として40万8,000円、さらに、産科医療補償制度に加入する医療機関で出産している場合は1万2,000円を加

算し、合計42万円を支給しているところでございます。

しかし、子育て世代の支援のために出産に係る経済的な負担をさらに軽減するため、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理（令和4年12月15日）において、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月1日から全国一律で引き上げるべきとされ、健康保険法施行令等が改正されたところでございます。

このことに基づき、条例で定める出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げられることで、産科医療補償制度に加入する医療機関で出産している場合、1万2,000円を加算し、合計50万円を支給することとなります。

施行期日につきましては、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

ただし、令和5年4月1日前に出産した被保険者に係る養老町国民健康保険条例第6条に規定する出産育児一時金の額については、従前の例によるものとします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第14、議案第9号 養老町福寿荘設置条例の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第9号 養老町福寿荘設置条例の廃止について説明させていただきます。

養老町福寿荘は、昭和58年4月に老人福祉センターとして設置され、地域の老人福祉、

健康増進に寄与してまいりましたが、利用者が減少し、施設の老朽化により、現在、休館しております。

今後も利用者の増加が見込めないことから、養老町福寿荘設置条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号 養老町福寿荘設置条例の廃止について説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第15、議案第10号 養老町公衆浴場条例の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第10号 養老町公衆浴場条例の廃止について説明させていただきます。

養老町公衆浴場条例により設置しているようろう湯は、昭和49年3月より稼働し、地域の公衆衛生に寄与してまいりましたが、利用者が減少し、施設及び設備の老朽化が著しいことから、令和3年12月31日をもって休館としておりました。

本年度、地下埋設重油タンクの撤去工事を行い、今後、公衆浴場施設として稼働することができなくなることから、養老町公衆浴場条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号 養老町公衆浴場条例の廃止について説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思しますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第16、議案第11号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第11号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定について説明させていただきます。

養老町テレワーク施設の指定管理については、養老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者の指定候補を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現在、指定管理につきましては、承認をいただいておりますけれども、なかなか、指定管理業者との調整等を行いましたけれども、うまいこといかなくいろいろな御迷惑をかけております。今回新しく指定管理の指定を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、養老町テレワーク施設でございます。指定管理者となる団体は、神奈川県逗子市桜山9丁目1番14号、株式会社GLOBALでございます。

また、指定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

今回の指定管理者の指定につきましては、当該施設の適正な運営を確保するため、1つ目として、養老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項第1号に規定する住民の平等な利用が確保されることについて、同社は、全国で同様の施設を3施設運営しており、また逗子市の同種施設においては、市から施設を借り受けて運営しているなどから、養老町のビジネスの拠点として、また公の施設としても平等に利用されることができると考えること。

2つ目として、同項第2号に規定する当該団体の計画する事業内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであることについて、同社は全国で現在も同種施設を運営しており、また全国で300施設ほどの宿泊所の運営管理を行うなど、利用者へのPRや施設間の連携を図ることで、効果的・効率的な事業運営が可能であり、経費の縮減が期待できること。

3つ目として、同項第3号に規定する当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していることについて、1点目、2点目の理由に示したように、同社のこれまでの実績を鑑み、事業の継続性や管理に関するノウハウを有していること。

総合的に勘案し、株式会社GLOBALを指定管理者として指定することが適当であると考えるものです。

以上で、議案第11号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 田中議員。

○11番（田中敏弘君） ちょっと3点についてただしたいと思えます。

この指定管理という制度そのものじゃなくて、この業界そのものが比較的、テレワーク業界というのか、歴史が新しいので、業者もあまりたくさんはいないような気がしております。

そこで、応募者は何社あったのか、それから応募について、期間としては、2か年で募集されたはずですが、1か年に変更になった理由、それから3点目としては、契約に当たっての契約書というのか、基本協定書というのか、よその市町のひな形を見ますと、その中には、違約・解約等に伴う措置として違約金の条項があります。今回、協定を結ばれるについては、それが入っておるのかという点と、何条に構成される協定書か、その辺確認したいと思えます。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 1点目と2点目は私のほうから、3点目は担当課のほうからお答えさせていただきます。

募集につきましては1社でした。

2か年の募集で、2点目の1年という契約ですけれども、前回3年で御承認いただいたんですけども、やはり他市町も見ておりまして指定管理はなかなか難しいというのが現状でございます。そういったことを踏まえて、1年間見た上で、またその業者がよければ指定管理という形で、今回の反省も踏まえまして、1年ということにさせていただきました。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 3点目の御質問でございますが、現在、テレワーク施設の管理に関する基本協定書ということで、こちらのほうで契約を結びたいというふうに検討しております。

違約に関しましては、指定管理期間満了以前の指定の取消しという内容で、現在違約金ということで定めております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 協定書は何条構成ですか。分かりますか。全体で何条構成か。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 全部で48条でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） これは養老町内じゃなくて県内でも物すごく注目度がありますので、失敗は許されません。よろしくお願いします。頑張ってください。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第17、議案第12号 令和4年度養老町立食肉事業セン

ター特別会計の繰入れの変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第12号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について御説明させていただきます。

養老町立食育事業センター特別会計につきましては、今回、議案第15号の令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第4号）で、食肉事業センター管理費の減少に伴い、一般会計からの繰入金を547万2,000円減額しております。

食肉事業センター管理費につきましては、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正によりまして、繰入れ総額を1億1,809万2,000円に変更するものでございます。

以上で、議案第12号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第18、議案第13号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第13号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第9号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億8,404万6,000円を追加し、予算総額を127億3,185万7,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、ふるさと納税推進事業、プレミアム付商品券事業、歳入では、地方交付税の増額などでございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長、補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、12、13ページの歳出から説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、1目一般管理費のふるさと納税推進事業では、ふるさと納税寄附金の増加に伴い、受付事務等に係る経費として2億3,514万1,000円を増額しました。

17目ふるさと応援基金費では、寄附金見込額10億9,863万3,000円のうち3億500万3,000円は、寄附者の御意向に沿いそれぞれの事業へ充当し、残り7億9,363万円を基金に積み立てることとしたため、4,363万円を増額しました。

次に、16、17ページを御覧ください。

款12公債費、項1公債費は、借入金利率の変更等に伴い、1目元金で120万8,000円を増額し、2目利子では184万円を減額いたしました。

次に、8、9ページの歳入について説明をさせていただきます。

款10地方交付税、項1地方交付税、1目地方交付税では、普通交付税として、国の補正予算により昨年12月に7,645万5,000円の追加交付を受けたことにより、7月に交付決定を受けた23億6,353万円と当初の予算額との差額2,383万円との合計1億28万5,000円を増額いたしました。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1,244万5,000円を増額し、該当事業へ財源充当し、それぞれ財源更正をいたしました。

充当先事業につきましては、14、15ページの款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費のプレミアム付商品券事業に3,300万円を充当しました。

また、エネルギー価格高騰対策生活者支援事業では、充当を2,055万5,000円減額し財源更正を行いました。

8、9ページにお戻りください。

款17寄附金、項1寄附金、2目総務費寄附金のふるさと納税寄附金（一般分）では、寄附金見込額が10億9,863万3,000円でありますので、予算との差額3億4,863万3,000円を増額いたしました。

寄附金の充当については、寄附者の御意向に沿い、魅力あふれる地域づくりに関する

事業へ4,760万円、未来を担う人づくりに関連する事業へ1億8,012万2,000円、安心・安全な生活基盤づくりに関連する事業へ5,064万5,000円、活力あふれる基盤づくりに関連する事業へ1,755万5,000円、行政経営機能の強化に関連する事業へ908万1,000円の3億500万3,000円を充当し、財源更正を行い7億9,363万円はふるさと応援基金積立金に充当しております。

次に、10、11ページを御覧ください。

款18繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整により9,377万5,000円を減額しました。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整により461万4,000円を減額いたしました。

次に、款21町債、項1町債、6目臨時財政対策債では、令和4年度普通交付税の算定により臨時財政対策債の発行可能額が1億3,388万2,000円となりましたので、当初予算額との差額8,421万8,000円を減額いたしました。

次に、4ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正では、令和4年度内に事業が完了しない公有財産及び普通財産管理費497万7,000円、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業16万1,000円、プレミアム付商品券事業4,178万円、道路新設改良費648万3,000円、社会資本整備総合交付金事業1,145万8,000円について、繰越明許費を設定しました。

次に、5ページを御覧ください。

第3表 地方債補正では、事業費の確定などにより、補正後の限度額を、県営かんがい排水事業債で870万円、県営ほ場整備事業債で780万円、臨時財政対策債で1億3,388万2,000円に変更しました。

また、事業の見送りなどにより、児童福祉施設整備事業債3,030万、県営ため池防災対策事業債4,090万円を廃止いたしました。

以上で総務関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 大倉住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長（大倉 修君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、12、13ページの歳出から説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、6目企画費では、婚活支援事業において、夫婦として新生活をスタートする若年層世帯を対象に、住宅取得や賃借、引っ越しやリフォームなどに係る費用に対する支援を県の補助金を活用し実施しておりますが、当初見込みを上回る世帯を支援するため180万円を増額いたしました。

また、項3戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、個人番号カード交付事業において、マイナンバーカード普及促進とマイナポイント第2弾の申請期限延長に

伴う出張申請窓口の増設や、休日窓口の開設に係る職員手当等93万7,000円、啓発用品の購入、チラシの印刷など需用費で338万9,000円、チラシの折り込み手数料として役務費で18万4,000円、事務補助員の派遣業務委託料として25万3,000円の計476万3,000円を増額いたしました。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金において、令和4年度の国民健康保険基盤安定負担金の額が決定されましたので1,210万円を増額いたしました。

次に、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費では、障害児通所給付事業において、障害児通所給付費の増額により74万9,000円を増額いたしました。

また、私立保育園等整備事業において、私立保育園の園舎整備に対し支援する予定をしておりましたが、補助金の採択要件である法人認可の協議に時間を要し本年度内に施設整備が実施されないこととなったことから、1億1,370万円を減額いたしました。

また、2目児童措置費では、私立保育所等運営事業において、私立保育所等運営費が令和4年人事院勧告に伴う公定価格の改定に合わせ改正されたことから469万5,000円を増額いたしました。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、1目保健衛生総務費では、健康管理システム運営事業において、令和3年度に実施した検査結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に対する国庫補助金の額の確定に伴い生じた返還金70万3,000円を増額いたしました。

続いて、8、9ページの歳入の説明をさせていただきます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金の2節児童福祉費負担金では、保育所運営費負担金214万8,000円及び障害児通所給付費負担金37万4,000円を増額いたしました。

また、3節保険基盤安定負担金では、国民健康保険基盤安定負担金139万円を増額いたしました。

次に、同じく款14国庫支出金の項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、個人番号カード交付事務費補助金476万3,000円を増額いたしました。

また、2目民生費国庫補助金では、私立保育所等整備交付金7,580万円を減額いたしました。

次に、款15県支出金、項1県負担金、1目民生費県補助金の2節児童福祉費負担金では、保育所運営費負担金101万7,000円及び障害児通所給付費負担金18万7,000円を増額いたしました。

また、3節保険基盤安定負担金では、国民健康保険基盤安定負担金752万8,000円を増額いたしました。

次に、同じく款15県支出金の項2県補助金、2目民生費県補助金では岐阜県結婚新生活支援事業補助金120万円を増額いたしました。

次に、款17寄附金、項1寄附金、3目民生費寄附金の1節児童福祉費寄付金では、児童福祉事業寄付金として21万8,000円を増額し、出産祝い金支給事業に充当いたしました。

また、2節社会福祉費寄附金では、福祉事業寄附金として1,830万3,000円を新たに計上し、町社会福祉協議会委託及び補助事業に1,800万円、健康増進事業に30万3,000円をそれぞれ充当いたしました。

最後に、10、11ページの款21町債、項1町債、1目民生債は、児童福祉施設整備事業債3,030万円を減額いたしました。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 松岡産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、12、13ページの歳出から説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、18目まちづくり整備基金費のまちづくり整備基金積立金では、環境整備協力金の歳入増に伴い419万円を増額いたしました。

次に、14、15ページを御覧ください。

款6農林水産業費、項1農業費、4目畜産業費の畜産振興事業費では、食肉事業センター管理費において、処理頭数の増減に伴う使用料及びそれに伴う処理料の減少など、また今年度設置いたしました血液を固形化する装置で処理を行った凝固血液の運搬処分費の不用額などを合わせ、食肉事業センター特別会計への繰出金を547万2,000円減額いたしました。

次に、5目土地改良費の県営かんがい排水事業負担金では、同事業、多芸直江地区事業費の減、並びに大巻地区事業の令和5年度事業前倒しによる増額分を合わせまして761万7,000円を増額いたしました。

また、揚排水機管理手当等では、エネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により不足する補助金を657万6,000円増額いたしました。

また、県営ほ場整備事業費では、大巻地区県営経営体育成基盤整備事業測量設計費など令和5年度事業前倒しによる増額分として156万2,000円増額しました。

また、県営ため池防災対策事業負担金では、有尾地区で工事実施予定事業において設計見直しが必要となり、次年度以降に着手することとなったため、不用額6,441万1,000円減額いたしました。

また、農業水利施設省エネ推進事業費では、農業水利施設のエネルギー価格の高騰による影響を緩和することを目的に、国の負担による補助金として227万2,000円計上いたしました。

次に、款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費のプレミアム付商品券事業では、

商工会より商工事業者並びに消費者向け早期の支援として、継続してプレミアム付商品券の発行要望があり、その所要額として4,178万円増額いたしました。

次に、8、9ページになりますが、歳入について説明させていただきます。

款15県支出金、項2県補助金、4目農林水産業費県補助金では、農業水利施設省エネ推進事業費補助金227万2,000円を計上いたしました。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

款20諸収入、項4雑入、6目雑入では、環境整備協力金の増額に伴い419万円を増額いたしました。

次に、款21町債、項1町債、2目農業債では、県営かんがい排水事業債、県営ため池防災対策事業債、県営ほ場整備事業債において、県事業の前倒しによる補正増への対応及び事業着手時期の見直しなどにより、合わせまして3,220万円を減額いたしました。

以上で産業建設部関係の補足説明といたします。

○議長（大橋三男君） 中島教育委員会事務局長、自席にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係で、ふるさと納税寄附金による財源更正以外について補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

14、15ページを御覧ください。

款10教育費、項1教育総務費、2目事務局費の留守家庭児童教室事業では、令和3年度の子ども・子育て支援交付金実績報告に伴い、国庫補助金額が確定したことから、返還金68万3,000円を増額いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認めます。総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第19、議案第14号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程を賜りました議案第14号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,068万円を追加し、予算総額を34億8,480万3,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、令和4年度国民健康保険保険基盤安定負担金の額の確定及び財政安定化支援事業の額の確定に伴うものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款5基金積立金、項1基金積立金、1目国民健康保険基金積立金につきましては、令和4年度の国民健康保険事業納付金において、当町は激変緩和措置分として1億4,091万4,000円が緩和されており、事業費納付金の算定は、医療費給付動向等により毎年変動することから、今後の納付金対策として、基金積立金を4,068万円増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款6繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、令和4年度国民健康保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業の額の確定に伴い、保険基盤安定繰入金を1,189万2,000円増額し、財政安定化支援事業繰入金を20万8,000円増額いたしました。

また、款7繰越金、項1繰越金、1目繰越金で、財源調整として2,858万円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第20、議案第15号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第15号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第4号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ708万5,000円を減額し、予算総額を1億9,931万6,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、歳出において凝固血液運搬処分費の所要額を、また歳入において処理頭数の減によるセンター使用料など及び一般会計からの繰入金の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、今年度設置した血液を固形化する装置で処理を行った凝固血液運搬処分費の不用額708万5,000円を減額しました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款1事業収入、項1事業収入、1目食肉事業センター使用料では、と畜処理頭数の増減に伴い195万1,000円を減額いたしました。

次に、款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では547万2,000円を減額いたしました。

次に、款6諸収入、項2雑入、1目雑入では、牛のと畜処理の増頭による諸手数料33万8,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第21、議案第16号 令和4年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第16号 令和4年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入を170万5,000円増額し、補正後の予算総額を3億7,870万5,000円とし、収益的支出を244万円増加し、補正後の予算総額を3億5,483万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 加納水道課長、自席にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

最初に、10、11ページの収益的収入及び支出の支出について説明させていただきます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、4目総係費では、現年及び過年度分下水道使用料に関して相続放棄が1件ございましたので、該当する下水道使用料を不納欠損処理するため、貸倒損失を14万5,000円計上いたしました。

次に、5目減価償却費では、南直江排水機場の工事費確定に伴い、減価償却費を補正するものです。

その他構築物では42万5,000円減額、ポンプ電気設備では259万4,000円、ポンプ機械設備では12万6,000円をそれぞれ増額し、計229万5,000円を増額いたしました。

次に、8、9ページの収益的収入及び支出の収入について説明させていただきます。

款1下水道事業収益、項2営業外収益、5目長期前受金戻入では、南直江排水機場の減価償却費を補正したことに伴い、長期前受金戻入を補正するものです。国庫補助金の長期前受金戻入170万5,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第22、議案第17号 令和4年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第17号 令和4年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,013万5,000円を追加し、予算総額を4億983万5,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、後期高齢者医療保険料の増加に伴う所要額の増加でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金では、岐阜県広域連合から当初予算編成時に想定された負担

金算定額が保険料の動向により増額となったため、所要額1,013万5,000円を増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料では、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金と同様に、保険料の動向により増額が見込まれるため630万3,000円を増額しました。

同様に、2目普通徴収保険料につきましても383万2,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は午後1時5分といたします。では、よろしくお祈りいたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後1時05分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。

○議長（大橋三男君） それでは次に、日程第23、議案第18号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第35、議案第30号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの13議案を一括議題として上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま一括上程賜りました議案第18号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第30号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの各予算案につきまして、その概要を説明させていただきます。

なお、各予算案の詳細につきましては、予算特別委員会におきまして、各部長及び各課長等から御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに、議案第18号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れ及び議案第19号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて、一括で説明させていただきます。

この繰入れにつきましては、各特別会計でそれぞれの事業を実施するため地方財政法第6条の規定により一般会計から繰り入れるものでございます。

繰入額としまして、養老町立食肉事業センター特別会計8,510万2,000円、養老町農業集落排水事業特別会計2,447万3,000円でございます。

続きまして、議案第20号 令和5年度養老町一般会計予算の予算案につきまして、その概要を説明させていただきます。

令和5年度一般会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ114億4,600万円で、対前年比1億4,700万円増、1.3%増でございます。

歳出の主なものは、ふるさと納税推進事業3億3,017万5,000円、小学校校舎等施設整備事業費9,639万7,000円、常備消防関係車両等購入事業5,114万6,000円、留守家庭児童教室事業5,076万1,000円、小学校給食管理事務4,131万5,000円、中学校校舎等施設整備事業4,004万円、用地取得関係事業3,924万3,000円、ネクスト100プロジェクト事業3,207万円、町議会議員選挙費2,810万5,000円などでございます。

続きまして、議案第21号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計予算の予算案につきまして説明させていただきます。

令和5年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ35億2,090万円で、対前年比較1億6,350万円、4.9%の増でございます。

増額の主なものは、保険給付費の増によるものでございます。

次に、議案第22号 令和5年度養老町簡易水道特別会計予算の予算案につきまして説明させていただきます。

令和5年度簡易水道特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ5,350万円で、対前年比較マイナス1,590万円、22.9%の減でございます。

減額の主なものは、上水道事業会計への繰出金の減額と簡易水道施設整備基金への積立金減によるものでございます。

次に、議案第23号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の予算案につきまして説明させていただきます。

令和5年度食肉事業センター特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ1億5,970万円で、対前年度比較110万円、0.7%の増でございます。

増額の主なものは、電気料使用料の高騰に伴う光熱水費の増額によるものでございます。

続きまして、議案第24号 令和5年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の予算案につきまして説明させていただきます。

令和5年度住宅新築資金等貸付特別会計予算は、歳入歳出予算総額それぞれ120万円で前年度と同額でございます。

続きまして、議案第25号 令和5年度養老町上水道事業会計予算の予算案につきまして説明させていただきます。

令和5年度上水道事業会計予算は、3条会計の収益的収入は4億5,510万円で、対前年マイナス280万円、0.6%の減、収益的支出は4億3,830万円で、対前年比較5,530万円の14.4%の増でございます。

次に、4条会計の資本的収入は2億6,760万円で、前年比較2億5,310万、1,745.5%の増、資本的支出につきましては2億390万円で、前年比較マイナス1億6,970万円、45.4%の減でございます。

資本的収入の増の主なものにつきましては、受益者負担金の増額によるものでございます。

資本的支出減の主なものは、建設改良費の減によるものでございます。

次に、議案第26号 令和5年度養老町公共下水道事業会計予算の予算案につきまして御説明させていただきます。

令和5年度公共下水道事業会計予算は、3条会計の収益的収入は3億8,350万円で、前年度比較650万円、1.7%の増、収益的支出は3億3,930万円で、前年度比較マイナス600万円、1.7%の減でございます。

収益的支出の減の主なものは、減価償却費の減によるものでございます。

次に、4条会計の資本的収入は8,930万円で、前年度比較140万円、1.6%の増、資本的支出は1億8,620万円で、前年比較580万円、3.2%の増でございます。

資本的支出の増額の主なものは、企業債償還金の増によるものでございます。

次に、議案第27号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計予算案につきまして御説明申し上げます。

令和5年度農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ4,110万円で、前年度比較450万円、12.3%の増でございます。

増額の主なものは、施設修繕費の増によるものでございます。

次に、議案第28号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計予算の予算案につきまして、説明させていただきます。

令和5年度介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ29億1,870万円で、前年度比較マイナス400万円、0.1%の減でございます。

減額の主なものは、施設介護サービス給付費の減によるものでございます。

次に、議案第29号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計予算の予算案につき

まして御説明申し上げます。

令和5年度介護サービス特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ1,890万円で、前年度比較120万円、6.8%の増でございます。

増額の主なものは、介護予防支援事業事務事業委託料の増によるものでございます。

次に、議案第30号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の予算案につきまして御説明申し上げます。

令和5年度後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ4億2,720万円で、前年度比較2,750万円の増、6.9%増でございます。

増額の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

以上で、一括上程賜りました議案第18号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから、議案第30号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） それでは、総括質疑をいたします。

行政にとっても議会にとっても、現在の取り巻く状況は今まで経験したことない物理的、社会的、環境的等大変厳しい状況下であり、さらには想定外の事案も多々あり、施策の実現に向けて町長の言われる全員野球で取り組むべきと思っております。

6点について見解を求めます。

1点目、行政力アップについて。

行政力イコール職員力であり、今年度も職員研修事業として若干の予算を組んでありますが、さらなるステップアップをしていくために、スペシャリスト養成のためには、有効な高度な研修を企画、実施していくべきと考えますが、考えを求めます。予算がちよっと少ないのではないかなと思っております。

2点目、人事交流について。

県をはじめ、近隣市町との人事交流はすべきと考えますが、町長の見解を求めます。

3点目、組織改革について。

改正地方分権一括法が令和3年5月、国会で可決成立して以来、地方公共団体が郵便局へ行政事務委託が可能になり、実施している自治体数も相当数あります。県内では、

多治見市、安八町がございます。

2月28日のNHKニュースで、三重県南伊勢町では、この制度を同日から活用し、このことにより町内4か所の出張所が3月までで廃止、閉鎖される予定だそうでございます。

我が町では、地域自治町民会議が5か所設置されており、今後、未設置地域に対し、設置推進されていくわけですが、この地域自治町民会議に指定管理者制度を導入し、現在の自治会館は閉鎖すべきであると思いますが、見解を求めます。

4点目、広域化に関して。

現在、南濃衛生施設利用事務組合議会においては、国の方針により人口要件が示され、組合の構成人口が5万人を割り込むと交付金や地方交付税が交付されず、このため近隣市町との広域化に向けての議論中のことはよく御存じのことと思いますが、消防業務においても、広域化を進める必要性を感じておりますが、お尋ねをいたします。

5点目、小学校の統廃合について。

想像以上の少子化の現状をどのように受け止めておられるのか、また今後の計画、考えをお尋ねいたします。

6点目、食肉基幹市場建設に関して。

本年度予算で用地測量、土地の鑑定など、所要の予算計上をされておりますが、地元住民の声として、関連企業の進出など波及効果も予想されると町長が語ってみえるが、実際どのような構想があるのか、どのような配置になっていくのか、非常に心配である、全体像を示すべきとの声があります。

町長のモットーである町民目線と現場主義を大切にして、地域に寄り添い、心の通った行政運営に心がけていくのか真価が問われております。今後どのように対応されていくのか見解を求めたいと思います。以上です。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 今、田中議員のほうから6点質問いただきました。

まず1点目の行政力のアップについてでございます。

職員のスキルアップや人材育成のための研修事業につきましては、令和5年度予算は少ないかもしれませんが、昨年度より比較しまして約39%増額しております。町の予算研修だけではなく、例えば県の市町村研修センターなど、職員のスキルアップを図るための研修は多数実施しておりまして、当町の職員も積極的に参加を推進しているところでございます。

また、各部署においては、専門知識を有するスペシャリストを養成するために、今年度、令和4年度は、水道技術管理者の資格取得研修を実施しておりますし、来年度は、少しインフラ、社会基盤メンテナンスエキスパートの資格取得研修も計画しております。引き続き職員の有益となるような研修につきましては、積極的に参加啓発を図るとい

ことで、職員一人一人の力をアップさせて行政力を高めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の人事交流につきまして、12月の議会でも御質問いただきました。職員の人材育成の観点から大変有益な機会だというふうには考えております。人事交流についての職員派遣や受入れにつきましては、必要な分野におきまして、必要に応じて、人事交流を実施する目的、時期を精査して判断していきたいというふうに考えております。

組織改革に関する御提案でございますが、現在、自治会館の取扱いにつきましては、内部で、一応プロジェクト等で検討がなされているところでございます。今後の行政において将来を見据え、どのような施策を講じていくかという観点が大変重要になってくると思っております。

自治町民会議の推進は、地域と行政が連携していく将来を見据えた目指すべき町の姿であると考えております。各地域により自治町民会議の設立に向けて進捗状況にはばらつきがございますので、一律的な対応がなかなか難しいというのが現状でございます。引き続き自治会館の取扱いにつきましては、地元の意見を踏まえながら、方向性を示してまいりたいと考えております。

消防の広域化についての必要性は十分感じております。しかし現時点におきまして、近隣市町との消防の広域化に関する動きはございません。当面は単独運営という形を続けさせていただきまして、例えばですが、消防指令センターとか、そういったものの共同運営など、消防業務の一部からでも広域化の協議が始まれば前向きに考えたいというふうに思っております。

次に、現在、少子化の進行は非常に深刻な問題であると受け止めております。お手元に参考資料として配付してございますが、養老町の人口、昨年末で2万6,855人ということでございます。10年前、少しうろ覚えですけれども、3万1,800人お見えになりました。差引きしますと10年で5,043人、年間500人減しておるといようなことは重々承知しております。

本町では、小・中学校全ての学校において、地域とともにある学校を目指しながら、地域と学校が一体となってコミュニティ・スクールによる学校運営を進めております。地域住民の方が学校を大切にしたいという思いを受け、学校も地域に貢献する学校づくりを進めており、学校の統廃合につきましては十分検討が必要だというふうに考えております。

少子化が進む中、町といたしまして学校の統廃合について検討する前に、学校施設の集約化や共同利用等も視野に入れた、例えば学校給食では拠点化方式を進めていく、学校施設の費用を抑制しながら学校を現状維持していく方法を現在模索しているところでございます。

しかしながら、少子化が進む中において、学校規模の適正化について検討していく必

要があると考えております。子供たちや子育て世代の保護者にとりまして、どのような学校環境が適切であるか、今後、統廃合も含めながら、学校の在り方検討会など、教育総合会議の中でもいろんな御意見を教育委員さんのほうからいただいておりますので、検討していく必要があるというふうに考えております。

最後、6点目、食肉基幹市場の建設についての御質問でございます。

まずは候補地の地域の方々に理解を得ることが大事だというふうに思っております。企業誘致に関しましては、これまで東海環状自動車道養老インターチェンジや名神高速道路、養老スマートインターチェンジの開通による交通アクセスの利便性の向上によりまして、多くの企業からお尋ねをいただいているのが現状でございます。こうした中、食肉基幹市場の建設による食肉関連事業や飲食店などのサービス産業など、当産業に関連する事業所につきましては、町内事業所の規模拡大も含めまして、町内辺りに進出する企業といった可能性は非常に高いものであるというふうに考えております。

このようなことも踏まえながら、養老町は農業も産業としては大事だと思っておりますので、農業振興地域との整合性を図りながら、養老町都市計画マスタープランに工場適地候補として掲げておる場所などにおいて、企業誘致を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） よろしいか。

○11番（田中敏弘君） はい。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 2点で伺います。

1点目は、町営住宅施策について伺います。

改良住宅の問題については、町長も施政方針にも盛り込まれましたように、482戸は改良住宅譲渡方針に基づき、3つの部会の中で慎重に審議され、また日々の公務の中で職員の課題解決に向き合う努力で実績を積んでいます。

町営住宅押越A・B棟、下高田住宅A棟の計36戸、特定公共賃貸住宅下高田住宅B棟、岩道住宅A・B・C棟の計46戸については、施設の長寿命化、予防保全型の維持管理、保全費用の縮減に努めるとし、公営住宅の適正数も視野に入れ検討することは承知しています。新年度において具体的な検討に入っていくのか伺います。

また、国土交通省は、2018年と2020年に2度の通知などで、公営住宅の事業主体 ― 自治体ですが ― は保証人の確保を公営住宅への入居時に前提とすべきではないとの立場を自治体に示してきましたが、当町の保証人確保について伺います。

2点目は、町長の施政方針の冒頭にもありますように、国は、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけを5月に季節インフルエンザなどと同じ5類へ移行するとしていま

す。これに併せ、これまで新型コロナ対策として実施してきた各種支援制度が一斉に打ち切られます。生活困窮者自立支援金が昨年12月に期限を迎え、23年3月に休業支援金給付金や小学校休業などの対応助成金は23年5月にそれぞれ期限を迎えます。雇用調整助成金のコロナ特例措置内容は、段階的に縮小し通常制度にするとしています。町内でもこの間、店舗が閉店する、工場が閉鎖するという状況も生まれてきました。

国の制度打ち切りに伴い、事業所維持や家計支援策が予算編成に当たりどのように検討されたか伺います。

○議長（大橋三男君） 問山課長。

○産業建設部建設課長（問山 剛君） 1点目の御質問につきましては、住宅施策に関する実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

町営住宅につきましては、施設の長寿命化を図るため、必要に応じて修繕工事を実施してまいりました。ここ数年の実績といたしましては、令和3年度に押越住宅外壁の修繕、令和4年度には押越住宅のA棟屋根防水工事を実施し、施設の長寿命化、予防保全の維持管理に努めております。

公営住宅の適正数につきましては、現在満室の状態ではございますが、特定公共賃貸住宅につきましては入居率が8割の状態であり、現在、広報、ホームページ、ケーブルテレビ等で周知を図っております。

今後、入居率のデータ等を分析し、施設の長寿命化と併せて引き続き議論してまいります。

また、保証人確保についてでございますが、現在の当町の状況といたしまして、養老町営住宅管理条例第10条第1項第1号の規定に基づき、2名の連帯保証人を求めています。岐阜県内の状況でございますが、令和4年4月1日時点で、公営住宅を管理する35市町村のうち、当町含む33市町村で保証人規定を定めております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 2点目の御質問は、私のほうから御回答申し上げます。

議員御指摘のとおり、本当に町内ではコロナの間、店舗が閉鎖するお店があったり、事業をやめられた、そういった事業者の方も、いろんな形で私も声をお伺いしております。

これまでのコロナ感染症の拡大に伴いまして、本町の各事業所において、大小様々な影響がもたらされました。今後のウイズコロナを見据えまして、事業継承や生活者への支援などの面からも内部で検討を行っております。

そういったことから、今後は地域内経済の循環がやはり必要ではないかというふうに考えまして、事業所の維持継続や家計への支援を行うため、例えば養老Payを核とした事業を実施したり、ポイントを付与したり、プレミアム付商品券発行事業などで消費拡大などの取り組む事業を具体的に予算化して、来年、令和5年度行うということとし

ております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 保証人規定の削除は35市町村のうちで2市町村のみということが分かりました。この削除によって、公営住宅入居希望者の枠が広がり、子育て世代やシングル家庭、あるいは非正規労働の若年、真ん中世代が安心して住み続けられる公営住宅になって、そういう考えもあるのではないかというふうに思っています。

また、住宅使用料の改正、引下げを講じていただくことも併せて今後検討されていくべきじゃないのかなということも思っています。

保証人がなくても、住宅使用料の収納率は下がらないのかというふうな実態も含めてこれから調査をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、生活困窮者自立支援制度、あるいは生活福祉資金、生活保護施策、困難な問題を抱える女性支援、フードバンク活動支援など、国や県の支援策も見据え、町としても積極的に活用していただきたいと思いますと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員に2点でまた御質問いただいております。

御提案の保証人の関係、これは、条例では入居に対しまして保証人1名となっております。ただ保証人を免除して入居をしていただいております場合も特例でございます。そういったことで引き続き入居を希望される方に合わせて柔軟に対応したいというふうに考えておりますし、今のところちょっと使用料の見直しは考えておりませんが、そういった御意見もあったということで、使用料の見直しについては一応内部で検討はさせていただきますというふうに思います。

2点目の生活に困ってみえる方への支援がなくなってフードバンクなどの支援も見据えた町の見解ということでございます。

生活に困り事や不安を抱えている方から御相談があった場合につきましては、内容を聞き取りまして、例えば県の社会福祉協議会が運営する生活のいろんな相談支援事業がございます。そういったことも一緒に考えながら具体的な支援プランを作成しながら、寄り添い、自立に向けた支援を行ってまいりたいというふうに考えておりますし、生活福祉資金貸付制度なども必要に応じて利用していただくような形で対応したいというふうに思います。

議員御提案のフードバンクなども、食品ロスをなくすためには大事な取組でございますので、そういったものも町社協と併せまして検討していきたい、進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） ないようでございますので、質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの日程第23、議案第18号から日程第35、議案第30号までの13議案につきましては、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの13議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第36、発議第1号 養老町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題として上程をいたします。

本案は、議員提案の案件につき、提出者による趣旨説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、提出者による趣旨説明を求めます。

9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） ただいま上程いたしました養老町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、趣旨説明をさせていただきます。

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する規定については、令和5年4月から施行されることとなりました。

改正後の個人情報の保護に関する法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律と統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても法において全国的な共通ルールを規定することとされました。

しかしながら、地方議会は個人情報の保護に関する法律の適用除外となるため、独自の個人情報保護制度を各議会ごとに設けることが必要となり、養老町議会の個人情報の保護に関する条例の制定を行うものであります。

それでは、本条例の内容について、条を追って御説明申し上げます。

まず、1ページの目次を御覧ください。

本条例は、第1章から6章までの構成になっております。

まず、第1章におきましては、本条例の総則を規定するものであります。

第1条では、本条の目的について、第2条では、本条例で使用する用語の定義について、第3条では、議会の責務について規定するものです。

4ページを御覧ください。

続きまして、第2章におきましては、個人情報の取扱いについて規定するものであります。

第4条では、個人情報の保有の制限等として、個人情報を保有する場合には、法令に基づき、かつその利用目的をできる限り特定し、必要な範囲を超えて個人情報を保有しては行けない旨の規定をします。

第5条では、利用目的の明示として、本人から個人情報を取得するときは、あらかじめ利用目的を明示しなければならない旨を規定するものです。

第6条では、個人情報の不適切な利用の禁止について、第7条では、個人情報の適正な取得について規定するものです。

5ページを御覧ください。

第8条では、個人情報の正確性の確保について、第9条では、個人情報の安全管理措置について規定し、第10条では、従事者の義務として、個人情報の取扱いに従事する職員などは、知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないと規定するものです。

第11条では、漏えい等の通知として、漏えいなどが発生し、個人の権利利益を害するおそれの大きいものが生じたときは、本人に対し生じた旨を通知する旨を規定するものです。

第12条では、利用及び提供の制限として、第1項では、法令に基づく場合を除き利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用、提供してはならない旨を規定し、第2項では、同項に定めるものに該当する場合は、利用目的以外の目的のために利用、提供ができる旨を規定するものです。第3項以降は、その他必要事項を規定するものです。

7ページを御覧ください。

第13条では、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求について、第14条では、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求について規定するものです。

第15条では、仮名加工情報の取扱いに係る義務として、仮名加工情報を取り扱う場合に課せられる義務などについて、第16条では、匿名加工情報の取扱いに係る義務として、匿名加工情報を取り扱う場合に課せられる義務などについて規定するものです。

9ページを御覧ください。

続きまして、第3章におきましては、個人情報ファイルについて規定するものであります。

第17条では、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知として、第1項では、個人情報ファイルを保有するときは、あらかじめ議長に対し、個人情報ファイルの目的、収集方法などを通知しなければならない旨を規定し、第2項では、同項に定めるものに該当する場合は、前項の規定は適用しない旨を規定するものです。

10ページを御覧ください。

第18条では、個人情報ファイル簿の作成及び公表として、第1項では、議会が保有する個人情報ファイルについて、必要事項を記載した帳簿を作成し公表しなければならない旨を規定し、第2項では、同項に定めるものに該当する場合は、前項の規定は適用しない旨を規定するものです。

11ページを御覧ください。

第19条では、個人情報ファイルに係る帳簿の作成として、議長が定める範囲内の個人情報ファイルについては、それに係る帳簿を作成しなければならない旨を規定するものです。

続きまして、第4章におきましては、開示、訂正及び利用停止等について規定するものであります。

まず、第1節として、第20条から第32条まで、個人情報の開示に関することについて規定するものです。

第20条では、開示請求権として、何人も、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる旨を規定し、第21条では、その開示請求の手続について規定するものです。

12ページを御覧ください。

第22条では、保有個人情報の開示義務として、開示請求があったときは、本条に掲げる不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、請求者に対し開示しなければならない旨を規定するものです。

14ページを御覧ください。

第23条では、部分開示として、前条の不開示情報が含まれる場合に、不開示情報を容易に除くことができるときは、不開示部分を除いた部分開示をしなければならない旨を規定するものです。

第24条では、裁量的開示について、第25条では、保有個人情報の存否に関する情報について、第26条では、開示請求に対する措置について規定するものです。

15ページを御覧ください。

第27条では、開示決定等の期限について、第28条では、開示決定等の期限の特例について、第29条では、第三者に対する意見書提出の機会の付与等について規定するものです。

16ページを御覧ください。

第30条では、開示の実施として、開示を実施する際の方法などを規定するものです。

17ページを御覧ください。

第31条では、他の法令による開示の実施との調整について、第32条では、開示請求の手数料などを規定するものです。

次に、第2節では、第33条から第39条まで、個人情報の訂正に関することについて規

定するものです。

次に、第33条では、訂正請求権として、何人も、自分の保有個人情報に事実でないと思料するときは、その訂正を請求することができる旨を規定し、第34条では、その訂正請求の手続について規定するものです。

18ページを御覧ください。

第35条では、保有個人情報の訂正義務について、第36条では、訂正請求に対する措置について、第37条では、訂正決定等の期限について、第38条では、訂正決定等の期限の特例について規定するものです。

19ページを御覧ください。

第39条では、保有個人情報の提供先への通知について規定するものです。

次に、第3節では、第40条から第45条まで、個人情報の利用停止に関することについて規定するものです。

第40条では、利用停止請求権として、何人も、自分の保有個人情報がこの条例の規定に違反して保有されているなどと思料するときは、利用の停止などを請求することができる旨を規定し、第41条では、その利用停止請求の手続について規定するものです。

20ページを御覧ください。

第42条では、保有個人情報の利用停止義務について、第43条では、利用停止請求に対する措置について、第44条では、利用停止決定等の期限について、第45条では、利用停止決定等の期限の特例について規定するものです。

21ページを御覧ください。

次に、第4節では、第46条から第48条まで、個人情報の審査請求に関することについて規定するものです。

第46条では、審査員による審査手続に関する規定の適用除外について規定し、第47条では、審査会への諮問として、決定等に対する審査請求があった場合は、養老町個人情報・情報公開・行政不服審査会に諮問する旨を規定するものです。

22ページを御覧ください。

第48条では、第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等について規定するものです。

続きまして、第5章におきましては、雑則について規定するものであります。

第49条では、適用除外について、第50条では、開示請求等をしようとする者に対する情報提供等について、第51条では、個人情報等の取扱いに関する苦情処理について、第52条では、個人情報の適正な取扱いの確保について、第53条では、施行状況の公表について、それぞれ規定するものです。

23ページを御覧ください。

第54条では、委任について規定するものです。

続きまして、第6章におきましては、罰則について規定するものであります。

第55条から第59条まで、職員などが、正当な理由なく個人情報ファイルを提供したときなどに課せられる罰則についてそれぞれ規定するものです。

最後に、附則につきましては、附則第1条では施行期日として、本条例は令和5年4月1日から施行するものです。

附則第2条では経過措置として、条例の施行前までに議会が保有している個人情報ファイルについて、第17条の規定する事前通知についての経過措置を規定するものです。

附則第3条では、養老町個人情報・情報公開・行政不服審査会条例の一部改正として、養老町個人情報・情報公開・行政不服審査会の所管事務に、本条例第47条及び第52条に規定する諮問に応じ調査審議することを加えるものです。

以上で、養老町議会の個人情報の保護に関する条例の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより提出者への質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず反対討論を許可します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第37、発議第2号 養老町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題として上程をいたします。

本案は、議員提案の案件につき提出者につき、提出者による趣旨説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、提出者による趣旨説明を求めます。

9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） ただいま上程いたしました養老町議会委員会条例の一部を改正

する条例について、趣旨説明をさせていただきます。

養老町議会議員の定数を定める条例の一部が改正され、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から定数が13人から11人に改められることに伴い、本条例に規定する常任委員会の委員定数など所要の改正を行うものです。

養老町議会委員会条例新旧対照表を御覧ください。

第2条では、常任委員会の委員定数として、第1号では、総務民生委員会の委員定数を「7人」から「6人」に、同条第2号では、産業建設委員会の委員定数を「6人」から「5人」に改めるものです。

第4条の2では、議会運営委員会の委員定数として、第2項で定数を「10人以内」から「5人」に改めるものです。

第6条では、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員定数として、第2項で委員定数を「9人」から「7人」に改めるものです。

最後に、附則として、この条例は令和5年4月30日から施行するものとします。

以上で、養老町議会委員会条例の一部を改正する条例の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより提出者への質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず反対の討論を許可します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

最後に、本日決定をいたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は3月6日月曜日の午前9時30分から、産業建設委員会は同日の午前11時から、予算特別委員会は3月8日水曜日から10日金曜日までの3日間とし、それぞれ午前9時30分から開催されるよう各委員長に要請をいたします。

○議長（大橋三男君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日3月4日から3月15日までの12日間は休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月4日から3月15日までの12日間は休会することに決定いたしました。

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会2日目は3月16日木曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これをもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後2時03分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月3日

議 長 大 橋 三 男

議 員 長 澤 龍 夫

議 員 吉 田 太 郎